

さらに詳しく（さらに深く、さらに広く）

もっと詳しく「社会と人権」

近年、個別の人権課題に対して立て続けに法律ができています。「人権三法」が施行されて以降も、2019 年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策支援法)」が、2023 年には「こども基本法」と「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」がそれぞれ施行されています。

また、企業も事業活動に伴う人権侵害リスクを把握し予防や軽減策を講じる「人権デュー・ディリジェンス」の実施が求められるなど、人権の取組が無視できない流れになっています。

一方、行政においても様々な取組が行われています。例えば経済産業省では、女性活躍推進に優れた企業を「なでしこ銘柄」に選定し、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介しています。また、厚生労働省でも同じく女性活躍推進に優れた企業に認定マーク「愛称:えるぼし」を認定し、国や地方自治体の公共調達の際に加点評価を受けることができます。また、性的マイノリティの生きづらさを少しでも解消できるよう、彦根市をはじめ県内 6 市が「パートナーシップ宣誓制度(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)」を導入し、滋賀県も 2024 年 9 月 1 日より導入しました。これにより、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、航空会社の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用、企業の慶弔休暇、家族手当等の福利厚生適用などへの活用が期待されます。

このように、社会全体が今まで見過ごされていたマイノリティの人権を保障する流れになっている一方で、さまざまな差別事象が後を絶ちません。特に SNS を使った人権侵害事案は、その多くが匿名性を悪用し、他者に向けて心無い言葉を発信することで、たちまち国内外に拡散され、簡単には消去することができない情報としてネット空間に残されるといったもので社会的に大きな課題となっています。

インターネット上の人権侵害については、今まではいわゆる「プロバイダ責任制限法」によって、ネット空間での情報流通により人権を侵害された被害者による加害者(発信者)の情報開示請求権について規定していました。そして今回さらに改正され、大規模なプラットフォーム事業者に、違法・有害情報の削除基準の策定・公表と、一定期間内の削除申出への対応などを義務付けた、いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」が公布されました。

こうして、徐々にではありますが法規制がなされ、人権尊重に向けてのハード面での整備も徐々に進んでいます。また、セクハラや性的暴行などの被害経験をハッシュタグと共に SNS で告白・共有し、被害の大きさを可視化して社会を変えようとする「#MeToo(私も被害者だ)」運動が世界中に拡散し、日本でも大きな社会現象となりました。また、ハラスメントなどを被害者はもちろんまわりからも指摘できるような人権意識の向上が至る所で見られるなど、社会全体が人権尊重を重視する流れに向かいつつあると言えます。